

ヨハネス・メスナーにおける家族論の可能性

－社会の細胞としての家族－

佐々木 亘*, 佐々木恵子**

The Possibility of the Theory of Family in Johannes Messner

－On the Family as the Cells of Society－

Wataru Sasaki* and Keiko Sasaki**

ヨハネス・メスナーによると、「家族は社会の細胞」であり、「家族政策は社会政策の核心」にほかならない。そして、「家族は国家を含めた他の社会的諸形象に優位する」と捉えており、家族は、社会においてより根源的な共同体であり、人間存在に深くかかわる。家族は「日常生活のあらゆる要求に対して配慮するために本性によって設けられた社会体」である。さらに家族には、生活共同体として、文化創造の役割が見いだされ、「家族の共同体生活を育成することは、家族文化」である。家族は、人間的・倫理的価値を尊重し、人格者として共同生活をおくることが、そして、「おのおのの人間が人格者として倫理的本質存在に基づいた生存使命」を達成することを求められている。それゆえに、家族は重視され、国家において家族政策の充足は社会的責務となる。家族は社会の細胞として、その衰退は人間存在そのものの危機であり、国家・社会の崩壊である。家族共同体の軽視が社会崩壊につながるわけである。

Key Words: [家族] [生活共同体] [教育共同体] [経済共同体] [家屋共同体]
[社会の細胞]

(Received September 24, 2015)

序

これまで家族は、親子関係を基軸として、社会における最も小さな共同体としてとらえられてきた。しかし、今日、家族の役割や家族そのものの在り方において、少子高齢化による家族構成員の減少といった家族そのものの存在危機や、また、家族という心理的紐帯の希薄化、家族の内的崩壊など、家族の存在意義が根本的に大きく変化している。そのため、社会政策においても家族単位ではなく、個人単位に視点が移りつつある。

人間は個人として尊重され、権利とともに、社会のなかで責任と義務を有する。そして、個人は社会秩序を通して、よりよい生活を送ろうとするならば、人間は社会的存在として、他者

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

** 神戸大学修士 (経済学)

との関係のなかで生きているかぎり、個人と共同体の関係を避けることはできない。では、現代社会において、個としての人間と、家族という共同体とは、どのようにその位置づけを考えていくべきであろうか。

本稿では、家族共同体を人間本性から捉えるヨハネス・メスナーの自然法論から、その家族論を考察する。メスナーは「家族は社会の細胞」として、その機能の健全化が社会の繁栄につながると考え、「家族政策は社会政策の核心」とみなしている。また、メスナーは、近代以降、個人主義的自由主義が、人間をアトム化し、個体化させ、家族的な結びつきを切り離していくことを危惧している。そして、このような個人を全体主義的に集合させる全体主義的社会主義に対しても強く反発をしているのである。

I. 家族

個人の認識によるところの定義把握がなされる今日において、自然法論にそくして、家族と個人、家族と社会の関係を考察していくことは、人間存在の意義に立ちもどることでもある。本稿では、現代社会における家族問題を解決する手がかりを探っていきたい。

そもそも、「家族」とは何か。家族を考えるにあたって、その定義に関しては、形態や機能などの分類だけではなく、時代や社会によっても異なり、また、個人的な考え方によっても大きく左右される。

じっさい、平成19年度の国民生活白書によれば、同居別居にかかわらず、親、子ども、祖父母、孫などの直系の親族と、配偶者、兄弟（姉妹）までを「家族」の範囲と考える人が多く、内閣府においては、現代日本において家族とは「社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団」であり、「人は生まれてから多くの場合は家族に育てられ、食事、団らん、余暇など様々な生活行動を共にし、家族との触れ合いのなかで人間として必要な愛情や社会規範意識などを身に付け成長していく」と捉えられている⁽¹⁾。

もちろん、この定義においては、同居困難な家族や血縁関係について言及されていないが、多くの場合、家族は身体的、精神的に生活行動を共にする共同体であることは認めることができよう。一般的に、家族は社会を構成する最小の共同体であり、家が集まって村や町になり、さらにそれらが集まって国のような大きな共同体が構成されるのである。

では、メスナーにおいて、家族とはどのようなものであろうか。メスナーの著作『自然法－社会・国家・経済の倫理－』では、家族は「両親とその子どもたちとの共同体」として、核家族が家族モデルとしておかれる⁽²⁾。

すなわち、家族は、生活共同体・教育共同体・経済共同体として、それぞれの機能を有するものとして考察され、家族共同体は、社会のなかで基礎的な単位、細胞として位置づけられるのである。さらに、家族は共同体として、社会の基礎的な単位であるとともに、その個人的・社会的生存目的において国家や他の社会における共同体よりも優位に位置づけられるということから、メスナーは家族を「いろいろな個人的・社会的生存目的（実存的諸目的）にもとづいて、家族は国家を含めた他の社会諸形象に優位する」と捉えている⁽³⁾。

家族共同体は、他の社会的な共同体と違う性格を持つ。J・マリタンにおいても、人間は政

治的社会的部分として構成される前に、家族的社会的部分として構成される存在とされている⁽⁴⁾。家族は、社会においてより根源的な共同体であり、人間存在に深くかかわるのである。

家族共同体は、メスナーの自然法思想のなかで極めて強い位置を占めるものと考えられている⁽⁵⁾。メスナーの家族論は、自然法思想を前提に進められ、人間は個としての存在であり、同時に家族共同体員という存在である。そこにメスナーは自然本性的な傾きを見いだすことになる。

さらに、メスナーは、家族を生活共同体、教育共同体、家屋共同体、経済共同体の4つの共同体にわけている。まず、最初に、生活を共にする生活共同体としての家族から、共同体の意味を考えていくことにしよう。

Ⅱ. 生活共同体

メスナーは、アリストテレス、またトマス・アクィナスも同様だとして、家族の定義を引用する。すなわち、家族は「日常生活のもろもろの要求に対して配慮するために本性によって設けられた社会体」である⁽⁶⁾。

そして、家族は「共通の食卓」をかこむなど、日常生活とともに過ごすだけでなく、特に「快活・遊び・戯れ・娯楽・休養などへの傾きからの諸欲求」を満たすことが必要とされる。さらに、生活共同体として、「美しきものへの、日々の生活やその労苦を超えてたものへの、また、精神的交流への、あるいはいっそうの教養への人間の渴望をみたさなければならない」と考えられる⁽⁷⁾。

人間は、生活共同体として、たんに家事をこなすといった互助的な日常生活を行うだけでなく、遊びや休養などの活動も家族生活に見だし、美的なものや知的なものへのより高い精神性を養うことが求められている。豊かな教養を身に付け、精神性を高めることは、個人的な自己研鑽としてではなく、家族との生活のなかで根本的に要求されるものとなる。したがって、家族には、生活共同体として、文化創造の役割が見いだされ、メスナーは「家族の共同体生活を育成することは、家族文化」であると考えている⁽⁸⁾。

しかし、ここでの文化は狭義の芸術や学問などの精神的文化だけにかぎらない。それは経済的・政治的緒社会集団のなかで、特に家族生活のなかで創造され、保持されるものが含まれる。つまり相互の愛、忠誠、配慮、献身、共同体のための労働、そこでの生活秩序などを人間の文化創造の営みなのである。それゆえ文化は言語、風俗、伝統という、人間の創造行為全般にわたるものとなる⁽⁹⁾。そのため、家族文化について、家族成員の態度について、次のように言及している。

家族文化にとって根本的なことは、家族成員が、相互に対してとる人間的・倫理的態度であり、また、彼らが人間の実存的諸目的に根ざした価値に、また、そのうちでのみ人が最上の自己を獲得できる価値に対してとるそれである⁽¹⁰⁾。

家族文化は、家族成員の人間関係を前提とする。どのような態度で家族と接するのか。それ

は家族が互いに、尊厳を持った人間として大切に接することであり、倫理的態度をもって接することが求められる。言うまでもなく、幼児虐待やドメスティック・バイオレンスは、家族の根本的な崩壊となる。

そして、家族文化は家族成員の実存的諸目的に根ざし、かつ最上の自己を獲得できる価値に関する態度ともかかわる。メスナーは、人間を身体的・精神的・社会的な諸欲求に対して、理性を介して自律的に、そして本性適合的により善く実現してゆく存在とみなしている⁽¹¹⁾。また、人間は完全な存在充足のために善益を志向し、倫理的な人格の陶冶を必要とする⁽¹²⁾。したがって、家族には、人間的・倫理的価値を尊重し、人格者として共同生活をおくることが求められるのである。

このように生活共同体としての家族は、家族成員の存在充足のためだけではなく、互いの倫理的な行為のもと、文化創造を行う共同体として捉えられ、生活共同体としての家族を重んじている。さらにメスナーは、人間存在の根源的な要素を、家族存在に求めるのである。

家族のうちにおいて人は、その態度や行為様態の形成を、また、一般にその最深の根底にいたるまでもの精神形成を、経験する。家族共同体のうちにおいて人は、社会的かつ個人的存在としての自己にとって、何が、幸福への傾きを充足させようとする志向のうえで、真実に福祉なのかを学び知る⁽¹³⁾。

メスナーは、人間形成における家族の役割を重視する。家族の共同生活のうちに、直接的経験として、行為や精神性を学び、人間としての創造がなされる。そして、人間の本性および本性法則は、「本性のうえで家族的存在であり、家族成員相互の愛や尊敬、全員の存在充足を保障する実存秩序に伴われた家族共同体のうちで働く」のである⁽¹⁴⁾。

メスナーは、人間は、社会的かつ個人的存在であり、根源的な家族的存在として捉える。では、人間は家族のなかで、どのように人間として形成されていくのであろうか。これは教育の問題にかかわることになる。次に教育共同体から家族を考えてみたい。

Ⅲ. 教育共同体

メスナーは、両親と子どもの教育について、「両親による子どもの教育」、「家族生活による両親の教育」、「子ども相互の教育」の三つにわけて考察する。このなかで家庭教育は「両親による子どもの教育」を中心にすすめられるが、「両親の教育」と「子ども相互の教育」も重要となる。

「両親の教育」は、両親が子どもの教育のために、両親自身の自己訓練を必要とし、子どもへの教育の使命、責任にかかわるものである⁽¹⁵⁾。また、「子ども相互の教育」は、多人数の子どもがいる家族を前提としており、一人の子どもでは相互教育は見いだせないが、家族教育において、何よりも子供同士がお互いに影響を与えあうことで、教育効果が向上することを指摘される⁽¹⁶⁾。これら三つの教育は単独ではなく、それぞれ影響し機能することを求められている。

では、家族において、「両親による子どもの教育」とは何であろうか。まず、メスナー教育を、「子

どもたちが自己自身の責任において自己の本質的生存使命（実存的諸目的）を充足することができるように、その肉体的・精神的素質を発育させることである」と捉えている⁽¹⁷⁾。

ここでもメスナーは、生活共同体と同様に、教育を社会化ための技能や知識の習得としてではなく、子ども自身の責任のもとに、実存的諸目的を充足するための手段と捉えている。もちろん、この目的は、個人的なものではなく「人間本性に固有の人間学的に基礎づけられた教育目標」であり、「おのおのの人間が人格者として倫理的本質存在に基づいた生存使命」を達成することに求められている⁽¹⁸⁾。

したがって、そのために、両親は子どもへの教育を行わなくてはならない。そして、家族は教育共同体であるところから、子どもは「二つの最も重要な社会的な徳、すなわち隣人愛と正義を、根本的に家族のうちにおいて学ぶ」のであり、「他者を同じ人間的な本性と同じ人間的な権利を持った人格として尊重する徳目、たとえば、進んで人を助ける精神、親切、協調性、自制、思いやり、謙遜、正直など」の社会的徳目を家族から学ぶのである⁽¹⁹⁾。

メスナーにおいて、人間は「ただ交わりと協働とを通じてのみ」文化的存在となり完全な人格者となるのである。そのために、「まずは家庭において、ついでより大きな諸社会体において」交わりと協働のなかで人間形成がなされなければならない⁽²⁰⁾。メスナーは、他の動物と異なり、人間の身体的な条件から、長い時間、家族に依存し、また、家族や社会生活のなかで、精神的、また社会的発展が可能になると考える⁽²¹⁾。人間にとって、家族の役割は大きく、それゆえ、そこに、メスナーは、両親の子どもに対する教育権の根拠づけを与えている。

両親の教育権については、メスナーは国家との関係に数多く言及している。両親の教育権について、後述する社会政策と家族について関わる問題でもあるので、ここで少しふれておきたい。メスナーは、両親に対して子どもに専属的・不可譲の教育権を認めている。もちろん、国家に教育権を認めないものではない。つまり国家の教育権は「補完性の原則」に立ち、あくまでも主権的立場にはない⁽²²⁾。補完性の原理については、共同善の原理でもあり、メスナーの自然法思想を考察するうえで重要な原理である⁽²³⁾。

国家は、社会政策において、国民に、存在充足のために必要なものを補完する立場にあり、部分的に援助するにすぎない。その意味において、国家が固有の権利として教育権を有してはいない。また、メスナーは、両親に常に教育権を認めることにより、子どもに対してその人格的成長に責任を有することにもなる。

次に考察すべきは、家族がじっさいに生活し、教育を行っていく空間の問題である。それが家屋共同体としての家族である。まさに家という場を共有するところの共同体である。メスナーにとって、家屋はたんなる住居スペースとしての住まいではなく、家族において、「身体的にも道徳的にも健康な家族生活のための前提は、生活かつ教育共同体としての家族の諸欲求に適合するわが家である」という重要な場として意味を持つのである⁽²⁴⁾。

家屋は、家族の生活の場として、生活共同体、教育共同体の役割を果たすために必要とされる。そのためにメスナーの家族論では、「わが家」という住居を欠くことができない。そして、この住居にはある程度の広さが要求される。家屋は、共有スペースである広い居間とそれぞれの個別スペースの寝室、台所が標準となり、また、それぞれの家屋は、お互いからある程度離れていることも条件づけられ、庭付きの一戸建てとなる。さらには、この「わが家」は、たと

えば人口密集した工業諸都市ではなく、よりよい居住環境が求められるのである⁽²⁵⁾。

したがって、家屋は、都市計画など社会全体にかかわる問題となってくるのである。もちろん、住居取得については、家族の自助努力によるものであるが、住居問題は住宅供給など国家による住宅政策に深く関係する。そのために、より巨視的には「適当な都市計画」が「わが家」の前提条件になるのである⁽²⁶⁾。

メスナーは、家族がその機能を充足するために、住居を家族の心身ともに健康な生活ができる場を設定することを社会的な要求と考えるのである。このようなメスナーの「わが家」への視点は、近代化によって、労働者層の貧困化や失業など、当時の工業化、都市化における居住問題を考えるとより理解できるであろう。家族の住宅問題は、人間が人格者として育つべき重要な場所の問題であり、その充足は社会的責務なのである。したがって、当然ながらそれは社会的・政治的な問題に深くかかわる。

IV. 経済共同体

家族がその生活を維持するために、不可欠なのは生計への配慮であろう。じっさい、経済的基盤がなければ、共同体自体が存立しえない。メスナーは家族における経済面を、「秩序ある生活が必要とする諸欲求に対して家族共同体がなす配慮は、大部分経済的な使命」なのであり、「家族共同体の他の使命のいかなるものも、経済的使命から完全には独立できない」と述べている⁽²⁷⁾。

メスナーは、家族共同体の使命として、経済的配慮を強く主張する。親が子どもを育てるため、また、夫婦が生活をしていくうえで、経済的な安定は必要不可欠である。そのために家族は経済共同体となる。しかし、この経済共同体は自然法的原則をその基礎におくものである。そのため、家族の収入や支出も自然法的に組み込まれるものとなる。

そして、家族の収入については、「それを満足させることが、家族の生活共同体の自然本性的目的であるような物質的・文化的要求の費用支弁を、真に可能ならしめること」という条件を有する⁽²⁸⁾。

すなわち、家族が生活をおくるために、「自然本性的目的」である物質的・文化的要求の費用のために、家族の収入が関係するのであり、家族の成員のたんなる欲求を満たすために、その費用捻出とはみなされていない。

それゆえに、収入は自然本性的な目的にあった要求の費用に見合うものでなければならないことになる。かくして、メスナーは、「家族収入の問題」について、さらに次のように述べている。

家族収入論議の出発点は、富裕でない者も、かれに労働能力があれば直ちに、社会経済的協働に参加することを通じて一定の収入をえる権利を持ち、それによって家庭を設け維持できなければならぬ、という自然法的原則に存しているからである⁽²⁹⁾。

メスナーは、誰もが社会経済の協働の一員として参加する権利をもち、その収入は家族生活を維持することができる水準を要求する。家族の収入問題は、家族成員の個人的な問題だけで

は捉えられない。また、人間は一人では生きていけない。共同体として、互いに補完しあうことが必要であり、補完される可能性を持つ⁽³⁰⁾。

したがって、人間が家族的存在であり、家族を必要不可欠とするならば、その家族生活の経済的維持は、社会的な問題となる。ここで家族は、社会経済協働と深くかかわり、生存していくために物質的・文化的な費用を得るものと捉えられる。そして、家族は「経済的かつ文化的実存ミニマムが保障されるべきである」という、国家の家族政策問題につながっていくのである⁽³¹⁾。では、家族政策の目的とは何であろうか。

すべての家族政策が、根本において目的として持つものには、人格的諸価値と共同体的諸価値との領域に属する、本質相応的な家族の諸価値がもっとも豊かな生きた現実在となりうるための、前提諸条件を創出することである⁽³²⁾。

家族は、「本質相応的な家族の諸価値」にもとづいた豊かな現実在となることが、家族政策で要求される。この諸価値は人格的諸価値と共同体的諸価値に属するものである。それゆえ、家族政策では、個人の善と共同善にそくして、豊かな生活をめざすための前提条件をつくることが目的とされる。

したがって、家族の自然本性的な実存的諸目的を充足すべく、家族の収入に対する補助、租税対策などが行われるが、それは、あくまで豊かな生活をおくるための前提条件となる補助となる。それは過度な福祉を意味せず、福祉国家にはつながらない。

また、家族政策は配分的正義の諸要求であり、「社会政策の核心」におかれる。「国家に共同善規範により課されている使命のうちで、家族が生存基盤としてその作用を完全に達成できるような前提条件をつくり出すことほど重要な使命はない」と位置づけられる⁽³³⁾。これまで考察してきたように、人間にとり家族はさまざまな機能を持ち、自然法論的にも存在充足のために必要とされる。メスナーは家族政策を社会政策の中心におかれるのである。

さらに、家族問題は家族や家族成員の問題だけでなく、社会全体、国家的共同体からも重大な問題となる。少子高齢化による労働人口の減少、生産性の低下懸念など、家族の困窮、減少は国家経済の面にも大きな影響を与える⁽³⁴⁾。そのためにも、家族政策が共同善にもとづく重要課題なのである。

V. 社会の細胞

さて、家族について、生活面・教育面・住居面・経済面から共同体の役割・機能を考察してきた。人間は、人格者として存在充足、自己完成のために家族という共同体を不可欠なものとする。このような家族の目的として、メスナーは「第一は秩序ある日常生活に必要な肉体的・精神的な諸財を家族の成員に供給すること、第二には、子どもの養育。第三は社会の細胞になること」という三つの項目をあげている⁽³⁵⁾。

この目的の第一と第二は、家族を、生活共同体、経済共同体、教育共同体としてこれまでみてきたものである。では、第三の「社会の細胞」とは何であろうか。家族は、社会のなかの最

小の共同体として、社会を構成する共同体と目的づけられている。

メスナーは、生物学的・道徳的・文化的な意味において、家族を「社会の細胞」と考えている。まず、生物学的な意味として社会の細胞とは、人間が夫婦となり、子どもをもうけ家族となることによって、人類として発展し、再生することである⁽³⁶⁾。もちろん、この生物学的意味のみによって、家族を社会の細胞と考えることは完全な誤りである。大切なことは、社会の細胞として、家族は道徳的・文化的観点から意味づけである。

道徳的観点とは、これまで考察してきたように、家族は教育共同体であり、人間は家族から根源的に隣人愛と正義を学び、社会的徳目、道徳を教育される。そして、これらの教育は他の社会教育におきかえることができないものとなる⁽³⁷⁾。したがって、家族が人間に共同体の一員としての道徳的な基礎づけを与え、よりよく社会のなかで生きていくことを方向づけられるとすれば、家族は道徳的に社会の細胞とみなされる。

そして、文化的観点では、「文化の高さを決定する価値、すなわち生命の形成力としての倫理的・精神的価値の尊重への最も重要な推進力が、家族の衰退とともに消滅する」と考える⁽³⁸⁾。そのためにメスナーは、社会で家族が軽視され、国家によって無視されている時や、家族の共同体が緩み、その経済的基礎が不十分である時など、家族の危機におちいつている時は、社会が重大な危機にある兆候とみなすのである⁽³⁹⁾。

メスナーは、生活共同体として、家族文化の創造価値を家族に与えていた。その家族文化は、人間の文化創造の営みであり、言語、風俗、伝統をふくむ、人間の創造行為全般にわたるものである。それゆえ、家族が貧窮し、その文化的な使命を達成できないときには、共同体全体の文化も衰退していくことになる。

その意味において、家族は文化的発展するための社会の基礎単位となる。そして、家族は、人間のすべての存続とすべての文化を規定する社会体的統一体（=単位）として、社会の中核におかれるのである⁽⁴⁰⁾。

さらに、メスナーは、個人主義、自由主義、マルクス主義的・自由主義的社会主義をすべては、「それらが社会改革の重心を家族以外に、また、社会の生物学的・道徳的な細胞としての家族の作用以外のところに求めることにより、自ら裁かれるであろう」と言及している⁽⁴¹⁾。たしかに個人主義や自由主義は、個人の権利を限界なく要求するならば、家族の崩壊をまねくであろうし、マルクス主義的・自由主義的社会主義は、家族を解体していくことになる。家族を社会の細胞として、また、社会の基礎単位としておこなれば、家族の軽視は社会の崩壊につながるわけである。

結 び

メスナーは、社会のなかでの家族を注視し、その維持発展は、人類の未来を左右するほど、とても重要な共同体として捉えている。だが、現実問題として、メスナーも指摘しているように、個人主義・自由主義からの影響や近代社会の構造から、家庭が「ほとんど単なる宿泊所」になり、寝ること以外の生活は家庭の外で行われているなど、家族機能の低下がみられる⁽⁴²⁾。

今日ではさらに、少子高齢化・家族崩壊、また、家族自体の変容など、家共同体族の危機的

状況を考えると、事態はますます深刻化している。メスナーに照らしあわせると、たんなる家族問題ではなく、国家的、社会的な重大な危機に陥っているといえよう。

まさにこの危機意識は、政府によって少子化政策など、家族政策が急務な課題として取り上げられ、子育て支援、家族の再生がとえられている⁽⁴³⁾。また、共同体として、共生社会の促進もすすめられている。すなわち、家族は社会の基礎的な共同体として維持されようとしているのである。

しかし、家族とは、メスナーにとっては、両親とその子どもたちの共同体であったが、この家族は、血縁関係を基本として、その家族は代替不可能な存在と考えられている。しかし、ペットの家族化など、個人の主観による家族形成を認め、家族の枠組みが拡大したため、代替可能な家族として、家族的共同体がみられる。家族そのものの定義が問われるのである。

メスナーの区分にそって家族をみていくと、生活共同体としては、家族が「宿泊所」であるかぎり、メスナーにおける家族文化創造の基礎単位となりにくく、教育面でもその機能は低下する。家屋共同体では、家族の本来の存在充足、人格者としての人間形成の使命が空洞化するなかでは、その意義は見いだせないであろう。

それでは、経済共同体はどうであろうか。家族が生計を共にするかぎり、経済共同体としての家族は重要である。しかし、これもまた、個人主義的社会観と経済システムによって、大きく影響をうけている。より合理的な経済共同体であろうとする家族は、経済的な不利益をさけるため、少子化を選択するであろう⁽⁴⁴⁾。家族は、経済共同体であるからこそ、効率化をすすめ、その規模を縮小してしまうという逆説が生じている。

メスナーにおいて、家族は社会の細胞として、その衰退は人間存在そのものの危機であり、国家・社会の崩壊である。そのために、社会政策、家族政策の重要性を強調される。その目的は、秩序ある日常生活に必要な肉体的・精神的な諸財を家族の成員に供給すること、子どもの養育、社会の細胞になることであった。これらの目的では、最初の二つはすぐに了解されるものであろう。社会のなかで、また、家族の概念、機能が大きく変動しているなかで、家族を社会の細胞と考えることは異論があるだろう。しかし、人間は個でもあり、共同体の一員として存在している、社会的な存在である。家族という基礎単位が、人間の生育やその生活において重要であるならば、その存在は否定することはできない。これから家族という共同体は、どのような共同体となるのであろうか。家族共同体の軽視が社会崩壊につながるのと、メスナーの言葉は、現在のわれわれにとって大いなる警鐘となるであろう。

略号

D. N. Messner, J., *Das Naturrecht: HandBuch der Gesellschaftsethik, Staatsethik und Wirtschaftsethik* (『自然法:社会・国家・経済の倫理』), Berlin: Duncker & Humblot, 1984.

足立 2006 足立正樹『高齢化社会と福祉国家』, 高菅出版.

野尻 2006 野尻武敏『転換期の政治経済倫理序説－経済社会と自然法－』, ミネル

- ヴァ書房.
- マリタン1948 ジャック・マリタン (大塚市助訳) 『人権と自然法』 (ジャック・マリタン著作集2), エンデルレ書店.
- 水波 1996 水波朗「自然法における存在と当為－ヨハネス・メスナーの倫理学体系に即して－」, 『自然法における存在と当為』, 創文社.
- 水波 1997 水波明「共同善の存在論的基礎づけ－ヨハネス・メスナーによる－」, 『変動する世界における共同善』 (南山大学社会倫理研究叢書第2巻), 南山大学社会倫理研究所.
- 山田 2014 山田秀『ヨハネス・メスナーの自然法思想』 (熊本大学法学会叢書13), 成文堂.

註

- (1) http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/10_pdf/01_honpen/ (平成19年度版『国民生活白書』, 内閣府)
- (2) *D. N.*, S. 551, (p. 581)。
- (3) *D. N.*, S. 551, (p. 582)。
- (4) マリタン1948, p. 72。
- (5) 山田 2014, p. 331。
- (6) *D. N.*, S. 553, (p. 584)。
- (7) *D. N.*, S. 553, (pp. 584-585)。
- (8) *D. N.*, S. 555, (p. 586)。
- (9) 水波朗 1996, pp. 136-138。
- (10) *D. N.*, S. 555, (p. 586)。
- (11) 野尻 2006, p. 75。
- (12) 水波 1996, pp. 128-129。
- (13) *D. N.*, S. 57, (p. 40)。
- (14) *D. N.*, S. 345, (p. 378)。
- (15) *D. N.*, S. 565, (p. 597)。
- (16) *D. N.*, S. 566, (p. 598)。
- (17) *D. N.*, S. 566, (p. 598)。
- (18) *D. N.*, S. 596, (p. 601)。
- (19) *D. N.*, S. 579, (pp. 612-613)。
- (20) *D. N.*, S. 150, (p. 158)。メスナーは人間形成において, 両親の子どもへ「自然本性的な愛」を重視する。「愛こそ教育における凌駕するものはなく, そして不可欠の力」をもつのである。*D. N.*, S. 568, (p. 600)。
- (21) *D. N.*, S. 147, (p. 157)。

- (22) *D. N.*, S. 570, (p. 602)。国家は、公立学校の授業諸目標を定め、その達成の保障のために学校は維持するが、あくまで両親に教育権はある。両親は子どもの基礎教育、宗教的・倫理的教育を決定することの権利をもつ。そして、子どもの教育や授業が両親の望む精神で行われ、その際、国家の教育目標の諸要求も満たされるような、自前の養成所を創出する権利を有する。また、同様に就学前の幼稚園を維持させる権利や、私立学校権などを有する。
- (23) *D. N.*, S. 294-295, (p. 326)。
- (24) *D. N.*, S. 571, (p. 603)。
- (25) *D. N.*, S. 571-572, (p. 604)。住居の構成は、家族成員はすべてがいつも一緒にいないでも済み、ある程度ひとりである空間を設置することが求められる。
- (26) *D. N.*, S. 572-578, (p. 604-609)。住宅政策については、税制優遇策や社会的な住宅建築への資本の投下、建築材料の価格安定化、地価の高騰の防止などを考察される。メスナーは、住宅政策以外にも住宅地についても、自然法の観点から、土地所有の意義や、根元的に固有な社会紐带的、共同体形成的、家郷所与的なものとしての価値などその利点を述べている。
- (27) *D. N.*, S. 557, (p. 588)。
- (28) *D. N.*, S. 558, (p. 589)。
- (29) *D. N.*, S. 558, (p. 589)。
- (30) メスナーの集団形成については、2つの存在論的原理が働いている。「人間各個人が本性適的に洞見している「社会的結合の必要性」(自らの人間的な充足のためには他人の援助による補完が不可欠であること)であり、他は同じく本性適的に知られる「社会的結合の可能性」(個々の社会成員の利害を超えた共同目的の追及に全員が協働しうること)である。(水波 1997, p. 48。)
- (31) *D. N.*, S. 558, (p. 590)。
- (32) *D. N.*, S. 559, (p. 590)。
- (33) *D. N.*, S. 560, (p. 591)。家族政策では、具体的に租税問題、児童補助、その他さまざまな家族政策、私的基金補助が考えられている。*D. N.*, S. 562-565, (pp. 593-596)。
- (34) *D. N.*, S. 561-562, (p. 592-593)。
- (35) *D. N.*, S. 551, (p. 582)。
- (36) *D. N.*, S. 578-579, (p. 612)。民族の再生のためには、夫婦の数の多さや多産が条件付けられている。
- (37) *D. N.*, S. 579, (pp. 612-613)。メスナーは、家族の中で服従と命令を学ぶ必要性を説いている。むしろ、服従は「人間にとっての意思なき隷属」ではなく、「服従の本質は人間の個人としての存在を発揮させる前提となる社会的存在の秩序への服従」である。けっして個人の抑圧ではなく、全体主義的なものではない。個として人間が生きていくうえの、社会的ルール、道徳的規範を学ぶことである。その意味あいにおいて、家族は社会の道徳的な細胞とみなされるのである。
- (38) *D. N.*, S. 579-580, (p. 613)。

- (39) *D. N.*, S. 580, (p. 613)。
- (40) *D. N.*, S. 529, (p. 559)。メスナーは、社会体化の諸形態として、第1に家族。第2に非政治的な生活共同体・生活秩序として種族や基盤民族。第3に小社会体統一体を包含する政治的な「総体社会体」として国家や教会。第4に近代国家内部の自由な結社の権利に基づいた多様な形態の団体的存在。第5に国際的社会体をあげている。
- (41) *D. N.*, S. 580, (pp. 613-614)。
- (42) *D. N.*, S. 556, (p. 587)。
- (43) 内閣府は、平成19年度より、11月第3日曜日を「家族の日」、その前後各一週間を「家族の週間」と定め、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さを普及しようとしている。(「新しい少子化対策について」、2006年6月20日少子化社会対策会議決定。)
- (44) 足立 2006, p. 138。

本研究は、JSPS科研費25380250の助成を受けたものです。